

〈資料 1〉

「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名等

- (1) 業務名 「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 〈資料2〉「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託額の上限 2,577,300円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和8年4月15日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和8年4月21日（火）正午
- (3) 上記質問に対する回答（最終） 令和8年4月23日（木）午後5時
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時
- (5) 上記申請の確認結果通知（最終） 令和8年4月30日（木）
- (6) 参加資格が認められない理由の請求期限 令和8年5月7日（木）午後5時
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時
- (8) プレゼンテーション審査（オンライン） 令和8年5月22日（金）※予定
- (9) 企画提案審査結果通知 令和8年5月下旬
- (10) 契約締結予定 令和8年5月下旬

3 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（同手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

オ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

カ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 共同企業体による参加

本委託業務は、複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織して参加できるものとする。

ただし、JVの全ての構成員は3（1）の要件を満たす者とする。

なお、JVの構成員である者は、単独の参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

また、JVが本業務を受託した場合は、業務分担や必要経費の分配などについて定めた協定書等を提出するものとする。

4 企画提案競技の手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県政策企画部 総合政策課 計画・評価チーム

住 所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018（860）1217

FAX：018（860）3873

E-mail：seisaku@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

(3) 企画提案競技の書類の交付

企画提案競技の書類は、秋田県公式webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

交付書類の実施要領等に関する質問は、「〈様式1〉実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年4月21日（火）正午まで

イ 受付場所

（1）に記載した事務局

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答方法

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「入札・コンペ・補助金等」－「コンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日

随時掲載（最終掲載：令和8年4月23日（木）午後5時）

(5) 企画提案競技の参加資格確認申請等

企画提案競技へ参加を希望する者は、次の書類を提出し参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、企画提案競技参加資格に適合するとされた者（以下「参加資格適合者」という。）に限り、企画提案競技に参加することができる。

ア 提出書類

① 〈様式 2-1〉 企画提案競技参加資格確認申請書

※ J Vにより参加する場合は〈様式 2-2〉を使用すること。

② 〈様式 3〉 会社概要

※ J Vにより参加する場合は各構成員において作成すること。

イ 提出期限

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時

ウ 提出方法

（1）の事務局あてに電子メールで提出すること。（郵送、持参は不可）

エ 結果通知

随時確認を行い、すみやかに「〈様式 3〉 会社概要」に記載の本申請窓口となる担当者のメールアドレスあて電子メールにより結果を通知する。（最終通知：令和 8 年 4 月 3 0 日（木）午後 5 時）

オ 留意事項

① 提出時にメールの件名を「【会社等名称】「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請」とすること。

② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。

③ 提出書類に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消す。

（6）企画提案競技参加資格の喪失及び辞退

参加資格適合者が参加資格要件を欠くことになったときは参加資格を失う。また、都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、すみやかに「〈様式 4〉 企画提案競技参加辞退届」を（1）に記載した事務局にメールで提出すること。

（7）企画提案競技参加資格が認められなかった者に対する説明

企画提案競技参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次によりその理由を求めることができる。

ア 提出書類 書面（様式任意）

イ 提出期限 令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時

ウ 提出方法 （1）の事務局あてに電子メールで提出すること。（郵送、持参は不可）

エ 説明方法 ①を受理した日から 7 日以内に、電子メールでその理由を説明する。

（8）企画提案書等の提出

企画提案競技の参加資格適合者は、「〈資料 1〉 企画提案競技実施要領（本書）」、「〈資料 2〉 業務委託仕様書」、「〈資料 3〉 企画提案書記載要領」及び「〈資料 4〉 企画提案競技審査会要領」等の関係書類に留意し、企画提案書等の提出書類を作成し提出すること。

提出できる企画提案書は、参加資格適合者 1 者につき 1 案までとする。

ア 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は A 4 版横向きとし、〈様式 5〉を参考に表紙を作成すること。

② 経費見積書（任意様式）

委託内容の見積とその算出根拠を明らかにした見積内訳を提出すること。

③ 企画提案書等提出票〈様式6〉

④ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する次の提出書類（該当する場合のみ）

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(i) 直近年及びその前年(※)の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(ii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(iii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(iv) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

※令和8年の場合は、直近年である令和7年及びその前年の令和6年。（令和7年÷令和6年により、増加率を計算する。）

⑤ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する書類（該当する場合のみ）

区分	必要書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画の策定・届出の写し
えるぼしチャレンジ企業認定(※1)	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰(※2)の受賞	表彰状の写し(写真可)

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

イ 提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時

ウ 提出方法

(1)の事務局あてに電子メールで提出すること。(郵送、持参は不可)

エ 留意事項

① 提出時にメールの件名を「【会社等名称】「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託企画提案書提出」とすること。

② 図、表等、企画提案に必要な資料の添付は可とする。

- ③ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。
 - ④ 経費見積書の金額が 1（4）で示した委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としない。
 - ⑤ 提出期限までに提出のない参加資格適合者は辞退したものとみなす。
 - ⑥ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。
- (9) 企画提案の無効
- 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ① 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）のいずれかの規定に該当する企画提案
 - ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案
 - ③ その他、企画提案競技に関する条件に違反する企画提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、「〈資料 4〉企画提案競技審査会要領」に基づき行う。

(1) 審査方法

提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の書類及び企画提案競技に参加する企画提案者のプレゼンテーションにより審査を行う。

(2) 審査会の実施

ア 審査会は GoogleMeet など、オンラインにより実施する。

イ 開催日は、令和 8 年 5 月 22 日（金）を予定しているが、詳細は別途、通知する。

(3) 失格

正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したときは、失格とする。

(4) 受託候補者の選定方法

企画提案競技審査会要領により、1 番の順位となった企画提案者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案者が 1 者の場合であっても、企画提案競技審査会要領に定める基準点に達していないときは、受託候補者として選定しない。

(5) 結果の通知

審査の結果は、審査会の翌々日（土日祝除く）までに、企画提案者全員に電子メールにより通知する。

6 苦情の申し立て

受託候補者の選定に関して不服がある場合には、5（5）の通知の翌日から起算して 2 日（秋田県の休日を含めない。）以内に、県に対して書面（任意様式）で申し立てることができる。この際、書面の提出先は 4（1）に記載する事務局とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の相手方及び委託契約の締結

5により選定された受託候補者と、1（4）に定める委託額の上限の範囲内で契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

ただし、5により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次順位となった企画提案者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

（3）企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、県と受託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更または削除し、業務委託の内容を確定する。

（4）契約保証金

① 契約の相手方に決定した受託候補者（以下「受託者」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条の規定により県に対して契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付し、または、それに代わる担保を提出しなければならない。ただし、同規則第178条第3号の規定により、受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

② 受託者が支払った契約保証金は、同規則179条第1項の規定により還付する。

8 公正な企画提案競技の確保

（1）企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）企画提案者は、企画提案競技にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（3）企画提案者は、本業務委託の契約締結前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を開示してはならない。

（4）企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

9 その他

（1）企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）企画提案書等の取扱い

① 企画提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。

② 提出書類は返却しない。

（3）企画提案書等の提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。

（4）企画提案競技に要した費用は、企画提案者（参加を希望した者を含む）の負担とする。